

財形年金の受取方法について

財形年金の受取方法は、次の「年金の種類」と「年金の型」の組合せにより、8タイプの中からお選びいただけます。（「前厚型」は保険料払込期間満了時にのみ選択可能です。）

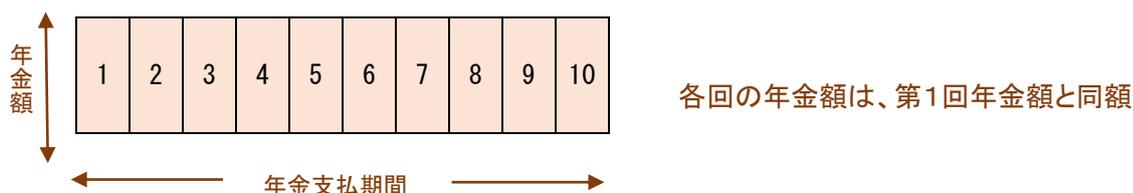
年金の種類	年金の型
確定年金	6年定額型 ・ 10年定額型 ・ 15年定額型 10年前厚型 ・ 15年前厚型
10年保証終身年金	定額型 ・ 逓増型 ・ 前厚型

- ✓ ご契約内容の変更は、**積立期間の末日まで**がお手続き期限となります。
変更をご希望の場合は、当社あてお問い合わせください。
- ✓ 「10年保証終身年金」は契約者さまの死亡時期によっては、**お受取総額が保険料累計額を下回る場合があります。**

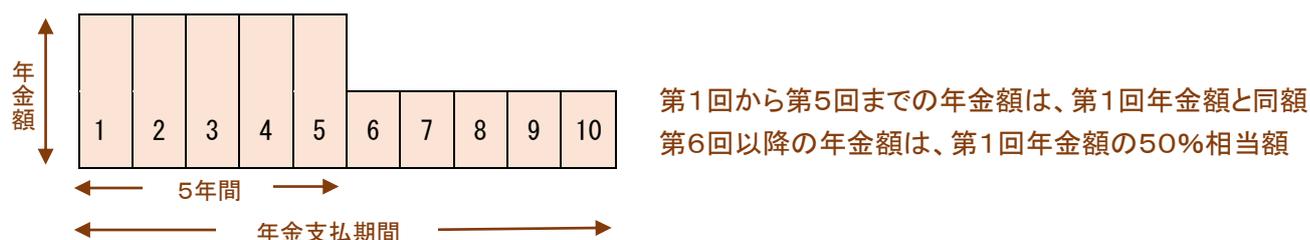
確定年金について

- ・ あらかじめ定めた一定期間(6年、10年、15年)お支払いします。
- ・ 年金支払期間中に契約者さまが死亡されたときは、未払年金の現価を一時金でお支払いします。
- ・ 1回のお受取金額は、6年確定年金が1番多く、次いで10年、15年の順となります。
年金支払期間を通じてのお受取総額は15年確定年金が1番多く、次いで10年、6年の順となります。

10年確定年金 定額型の場合



10年確定年金 前厚型の場合



※前厚型は保険料払込期間満了時にのみ選択可能です。

※1年間の年金受取総額が12万円未満の場合、前厚型への変更はできません。

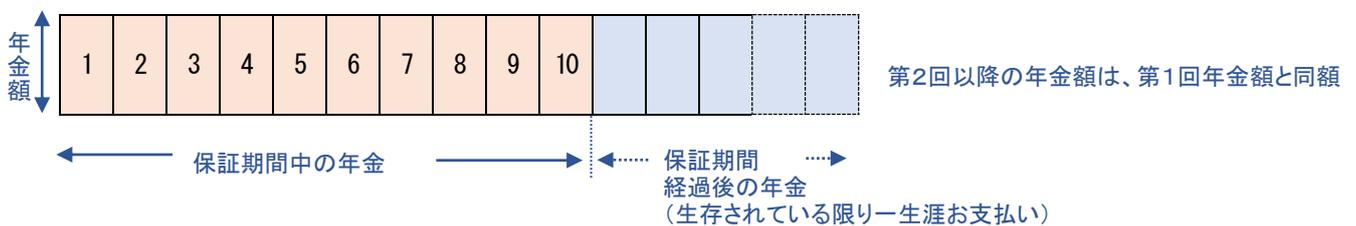
※年金支払期間が6年の契約については、前厚型の取扱いはありません。

10年保証終身年金について

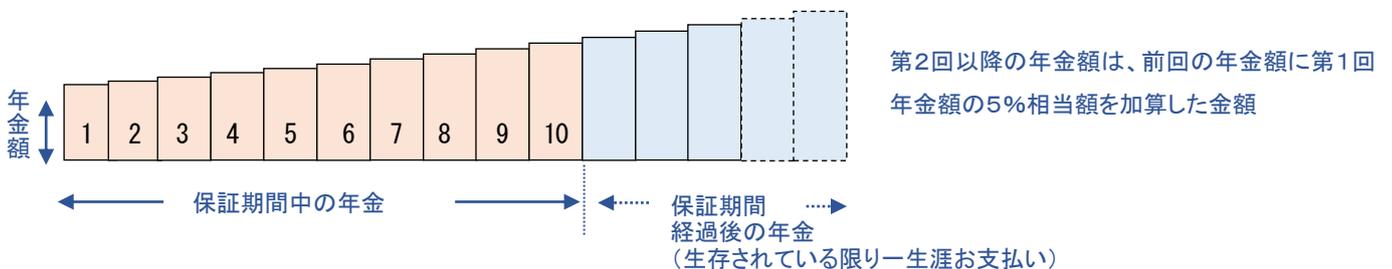
- ・ 契約者さまが生存されている限り一生涯お支払いします。
- ・ 保証期間(10年間)中に契約者さまが死亡されたときは、残りの保証期間に対する未払年金の現価を一時金でお支払いします。

保証期間経過後に死亡されたときは、契約は消滅し年金の支払はありませんので、**死亡時期によってはお受取総額が保険料累計額を下回る場合があります。**

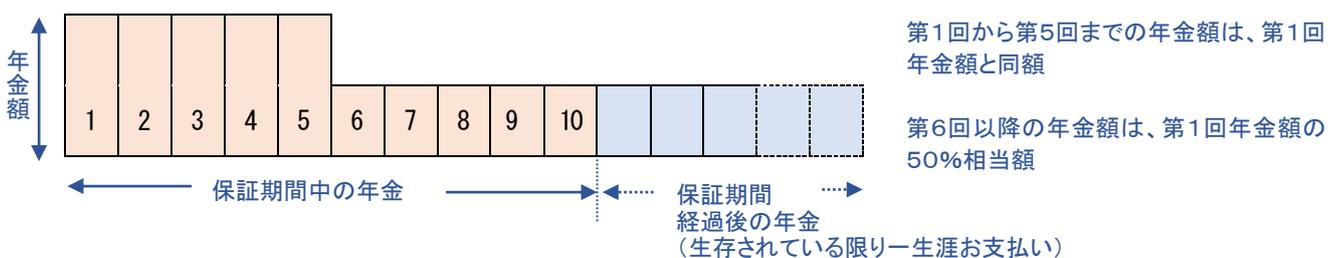
10年保証終身年金 定額型の場合



10年保証終身年金 逓増型の場合



10年保証終身年金 前厚型の場合



※前厚型は保険料払込期間満了時にのみ選択可能です。

※1年間の年金受取総額が12万円未満の場合、前厚型への変更はできません。